伊是名村中小企業者等月次支援金

【申請受付要項】

対象者

　国の月次支援金の支給対象外となった事業者の内村内に住所・本社を有するなどの要件を満たす事業者。

申請対象期間

　令和3年11月25日（木）9：00～

　令和4年2月28日（月）17：30迄

申請方法

　伊是名村商工観光課窓口またはHPより申込ください。

**1.　支援金の目的**

　沖縄県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置またはまん延防止重点措置を実施すべき区域に指定される期間内において２０２１年４月以降、月の売上が30％以上50％未満の範囲で減少している中小法人等及び個人事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内で「伊是名村中小企業者月次支援金」を給付します。

**２.　給付要件**

次のすべての要件を満たす事業者が、村支出金の給付対象となります。

（1）国が給付する2021年4月から10月までのいずれかの月の月次支援金において受給対象外かつ月の売上が前年、前々年と比較し30%以上50%未満の範囲で売上が新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、減少していること。

（2）伊是名村内に住所及び本社を有する個人事業者または中小法人事業者であること。

（3）対象となる期間内（2021年4月～10月）の該当月において、国もしくは県の月次支援金等の事業支援金給付を受給してない事。

　なお、支援金の趣旨・目的が適当でないと伊是名村長が判断する事業者については、給付の対象外となる場合があります。

**3.　給付額**

　基準月とは前々年（2019年4月から10月）のいずれかの月または前年（2020年4月から10月）のいずれかの月。

　対象月とは2021年4月から10月の基準月と同月の月。

　給付額の算定は以下の通りとする。

「個人事業者」

　上限　　　7万５千円

　算定式　　A－B＝C

　　　　　　C÷A×100＝D

　　　A：２０１９年又は２０２０年の基準月（４月～10月）の売上

　　　B：２０２１年対象月（4月～10月）の売上

　　　C：売上月間減少額

　　　D：月間売上減少率　（30％以上50％未満であること）

※売上月間減少額（C）と申請上限額（７万５千円）と同等かいずれか低いほうの金額。

「中小法人事業者」

上限　　　15万円

　算定式　　A－B＝C

　　　　　　C÷A×100＝D

　　　A：２０１９年又は２０２０年の基準月（４月～10月）の売上

　　　B：２０２１年対象月（4月～10月）の売上

　　　C：売上月間減少額

　　　D：月間売上減少率　（30％以上50％未満であること）

※売上月間減少額（C）と申請上限額（15万円）と同等かいずれか低いほうの金額。

新規開業特例及び白色申告特例での申請に関しては下記の通り

白色申告特例

基準月：２０１９年または２０２０年年間事業収入÷営業月数

対象月：２０２１年対象月の月間事業収入

新規開業特例（２０１９年・２０２０年）

基準月：開業年の年間事業収入÷開業年の設置後月数

対象月：２０２１年の対象月の月間事業収入

新規開業特例（２０２1年）

基準月：２０２１年１月～３月の事業収入の合計÷２０２１年の開業した月から３月までの月数

対象月：２０２１年の対象月の月間事業収入

合併特例

基準月：合併前の各法人の２０１９年または２０２０年の基準月の月間事業収入の合計

対象月：合併後の２０２１年対象月の月間事業収入

　事業継承特例

　基準月：事業を行っていた者の２０１９年または２０２０年の事業収入

　対象月：事業承継を受けたもの２０２１年対象月の月間事業収入

　法人成り特例

基準月：法人化前の2019年又は2020年の基準の事業収入

対象月：法人化後２０２１年月間事業収入

**4.必要書類**

**「個人事業者」**

（1）申請書（様式第1号）※中小法人事業者に関しては役員名簿（様式第2号）を合わせて提出する。

（2）確定申告書（比較対象月の者）

（3）本人確認書類の写し

　　以下のいずれかの書類の写し

　（運転免許証（両面）、マイナンバーカード（裏面は不要）、写真付住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障がい者手帳、療養手帳、精神障碍者保健福祉手帳、住民票、パスポート

（4）売り上げの減少が確認できる書類（基準月及び対象月の売上台帳等）

（5）口座の通帳の表紙及び表紙裏面の写し

**「法人事業者」**

（1）申請書（様式第1号）※中小法人事業者に関しては役員名簿（様式第2号）を合わせて提出する。

（2）確定申告書及び法人事業概況説明書

（3）履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）

（4）売上の減少が確認できる書類（月次支援金申請時に提出した基準月及び対象月の売上台帳等）

（5）口座の通帳の表紙及び表紙裏面の写し

**5.給付決定後にその他支援金を受給することが決定した場合**

支給辞退報告書（様式第6号）の提出が必要になります。

　　※重複して受給した支援金の返還措置が発生する場合がございます。

**6.申請方法**

（1）申請方法：原則、申請用紙と上記必要書類を商工観光課窓口にて提出、　若しくは郵送にて同様の書類の提出とさせていただきます。

申請用紙、村商工観光課にて配布しております。　また、HPにて申請様式　　　をダウンロードすることも可能です。

郵送の場合は下記の宛先にお送りください。

〒905-0603　伊是名村字仲田１７７－７番地

伊是名村役場商工観光課　　　　宛

　(2)令和３年　月　日（　）～令和４年２月28日（　火　）迄

（3）給付の決定

　　支援金給付要件を確認後、給付します。

申請書および必要書類の不足が無い場合には、１０営業日での入金となりま　　　　　　　　　　　　　す。